



尾崎 護 国税庁長官 殿

1992年 6月 1日
全国青年税理士連盟
会 長 粕 谷 幸 男

資産税評価内部通達に関する申入れ書

時下、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

当連盟は全国の若手税理士約3,000名で組織されており、真に国民のための税理士制度の確立を目指して活動をしている団体です。

さて、平成4年3月31日付けで国税庁課税部資産評価企画官名で、「不整形地補正率について」という内部通達（資産税企画官情報）を発つしました。

この内部通達は、事実上、財産評価通達（旧相続税財産評価通達）の不整形評価減割合の基準を示した内部取扱通達となると予想されます。

ところで、財産評価通達は、法人税法基本通達などと異なり、時価を算定するうえで公的な参考基準として実務界や裁判所でも採用しているところです。

このような経済取引での時価評価に関して重要なウエイトをもつ基準となる財産評価通達の取り扱いを内部通達で定めたり、さらには課税標準の計算の基礎となる評価算定を内部通達で定めることには、租税法律主義の観点などから問題があります。

以下、この内部通達につき、その問題点を記し、この内部通達の廃止を申し入れるものであります。

記

1. H4. 3. 31付国税庁課税部資産評価企画官名で、「不整形地補正率」の具体的基準を定めた。

(1) これは「参考のため」という内部通達である。しかし、現実には、これが「不整形地評価」の具体的基準になって税務執行がなされることとなると予想される。

(2) ①不整形地補正率の具体的基準の「制定」は税額の決定に重大な影響を及ぼす。

具体的基準をみるに、納税者の不利益、つまり税額の増加につながる内容となっている。

②これを一辺の「参考のため送付する」という通達で納税者の不利益（増税）になる取扱いをすることは、租税法律主義違反である。

③このような納税者の税額の決定に重大な影響を及ぼす内容の通達制定過程が非公開（密室）で行われていることは、適正手続違反である。

2. (1) わが国憲法は租税法律主義を定めており、「法律による課税」が大原則となっている。

租税法律主義のもとでは、通達（国税）は定められた法律の範囲内の単なる行政内部取り扱いにすぎず、通達の内容によって納税額が左右されてはならないものである。

(2) しかし、現実には、行政内部通達によって税務執行が行われているのも事実である。

公開されている通達自体にも租税法律主義の観点から問題になるものも多く、ましてや財産評価基本通達は事実上、実務界や裁判所でも参考基準とされるものである。このような基準ともなる通達をさらに非公開の内部通達で取り扱う影響は大きい。

基本的に国税庁非公開通達（政府情報）は、国税庁の財産（政府の財産）でなく、国民の財産である。この情報公開という観点からも国税庁非公開通達は、すべて国民に対して公開すべきである。